

議案第 7 2 号

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部改正について

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

北本市重度心身障害者医療費支給条例（昭和 5 8 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中クをコとし、イからキまでを、エからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設（以下「介護保険特定施設」という。）に入居し、又は同条第 2 5 項に規定する介護保険施設（以下「介護保険施設」という。）に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、同法第 2 0 条の 4 に規定する養護老人ホーム（以下「養護老人ホーム」という。）に入所を委託している者

第 3 条第 1 項中第 1 1 号を第 1 3 号とし、第 3 号から第 1 0 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 北本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険特定施設又は介護保険施設に入居し、又は入所している者

- (4) 市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている養護老人ホームに入所を委託している者
第3条第2項に次の1号を加える。
- (5) 都道府県（埼玉県を除く。）又は他の市町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を受けることができる者

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、この条例の施行の日以後に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。